

V. 基本計画の評価・改善サイクルに評価を活用するための評価の在り方

本章では、前章までで示したスポーツ基本計画の考え方や、国内外における評価の参考事例の分析等を踏まえて、スポーツ基本計画の評価の在り方を検討する。

まず、スポーツ基本計画の評価の目的・考え方を再度整理した上で、評価の枠組みに必要な要素として、評価体系、評価指標、実施方針、実施主体、評価期間・タイミング、達成度の分析に基づく施策・事業の見直し等についての考え方を示す。

1 評価の目的・考え方

(1) 評価の目的

スポーツ基本計画には、評価方法や指標等の開発を図る目的に関して、以下の記述がある。この記述からは、スポーツ基本計画の評価の目的は、

- (a) 計画の進捗状況の検証と、
- (b) 計画の見直し

の二つであると考えられる

表1 スポーツ基本計画における「計画の進捗状況の検証と計画の見直し」

<p>に係る記述<抜粋>【再掲】(スポーツ基本計画第4章(4)計画の進捗状況の検証と計画の見直し)</p> <p>本計画を実施し、スポーツ立国を実現させるためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要である。</p> <p>このため、計画が未達成の場合に設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとする。</p> <p>また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る。その際、国民の参加によるスポーツの推進の観点から、国民に分かりやすく説明できるように工夫することとする。</p>

(2) 評価の考え方

上記のような基本計画の評価の目的に鑑みると、基本計画の評価の方向性についても、

- (A) 計画の進捗状況の評価と、
- (B) 計画の見直しのための評価

の二つの考え方が並列して存在するものと想定される。そして、評価方法は、それぞれの考え方に応じた方法を検討・採用することが必要となると考えられる。

以下では、それぞれの評価方法を選ぶにあたって考え方を述べる。(政策評価に用いられ

る主な評価方法の概要については「第 IV 章（参考 2）政策評価に係る主な手法の概要」参照。）

(A) 計画の進捗状況の評価

進捗状況の評価は、計画の目標達成に向けて実績が順調に推移しているかを把握するものである。実績が順調でない場合には、その原因・理由を明らかにした上で、目標達成に向けて追加的な施策につなげることになる。

このように、目標に対する実績の進捗度合い、すなわち達成度を評価するには、それを評価するための指標を選定し、その指標に係る目標値をあらかじめ設定して評価を行う業績達成度評価が適切であると考えられる。業績達成度評価は、①当該プログラムを実施したグループと実施しないグループの比較を行わない、②プログラムを実施した結果起こる社会経済状況の変化を、統計学的に有意と言えるかどうかの検定を行わない、③オン・タイムで情報が入る⁹といった理由から、簡便に行うことができるという長所を有しており、定期的な進捗管理には適した手法である。

(B) 計画の見直しのための評価

計画の見直しのための評価は、計画の目的を達成するために、計画を構成する個別の施策や手段が妥当であるか否かを検証するためのものである。計画の進捗状況の評価に用いる業績達成度評価は、目標の達成度に応じた原因分析や、原因分析の結果に基づく追加的な施策の検討につながることから、進捗状況の評価と同時に計画の見直しにも資する評価方法であるといえる（ただし、業績達成度評価を計画全体の見直しに用いるためには、計画の個々の施策に対して適切に目標設定が行われることが不可欠である）。また、多岐にわたる政策目標・施策目標・具体的事業展開から構成されるスポーツ基本計画について、網羅的に総合評価を行うことは、評価コストが膨大なものになるとともに、評価全体の正確さをかえって損なう可能性がある。そのため、計画の見直しのための評価手法は、業績達成度評価を基本とするべきと考える。

一方、スポーツ基本計画の個々の施策に対して目標設定を行うのは困難であることから（「3 評価指標及び目標値の設定」にて詳述）、計画の見直しには業績達成度評価だけでは不十分である可能性もある。そのため、計画の見直しに当たっては、適宜インパクト評価等のプログラム評価の手法も取り入れて、複合的に評価・検討する必要がある。この際には、インパクト評価等の手法による評価は、業績達成度評価に比べて評価コストが高い傾向にあることには留意が必要である。

これらのことから、本事業においては業績達成度評価を基本として、スポーツ基本計画の評価の在り方を検討することとしたい。

⁹ 龍慶昭監修・佐々木亮編（2003年）「政策評価トレーニングブック」

業績達成度評価を行うに当たっては、適切な目標設定を行うことが不可欠である。目標は、計画の論理的構造である「政策体系」に沿って設定するのが望ましい。そこで、本事業では、まず、スポーツ基本計画の政策体系を明示的に示すための検討を行った。次に、この政策体系に沿って評価指標を設定し、当該指標に係る目標値を設定することを試みた。また、基本計画を評価する上で必要となる評価期間・タイミング、評価実施主体、評価結果の活用に関する考え方も提示した。

2 評価体系の構築

スポーツ基本計画の政策体系は、7つの政策課題それぞれについて、「政策目標」、「施策目標」及び「今後の具体的施策展開」が示される3層構造となっている。

しかしながら、この政策体系では、「政策目標」、「施策目標」及び「今後の具体的施策展開」の各記述が長く、また、評価を行うためのインプット・アウトプット・アウトカムの定義が一義的に明らかではない。そのため、アウトカムから手段に至るまでの論理的なつながり（目的－手段の関係）が、基本計画の記述から必ずしも明確ではない。

そのため、基本計画の原文の記述のままでは、国民に分かりやすい形で評価を実施することが困難であると考えられる。以上から、本事業ではまず、スポーツ基本計画の「評価体系」の策定を試みた。ここでいう評価体系は、「スポーツ基本計画の記述から、政策体系としてより簡明な形で示されるべき事項を読み解くとともに、その理念や考え方を損ねないような形で、基本計画の評価のためにその論理的構造を再構築したもの」である。評価体系の策定に当たってはロジック・モデルの考え方を活用した。

以下では、評価体系の策定の考え方及び再構築に当たっての作業方針を提示する。なお、この方針に基づいて策定した評価体系（案）を参考資料5として示す。

(1) 評価体系構築に係る全体方針

評価体系構築に当たっての全体方針は以下の通りである。

スポーツ基本計画の「政策目標」を「最終アウトカム」に、「施策目標」を「中間アウトカム」に、「今後の具体的施策展開」を「直接アウトカム」と定義した。その後、スポーツ基本計画の体系を、評価のための体系として再整理した。

また、スポーツ基本計画の表現をなるべく活かし、その趣旨をくみ取りつつ、「最終アウトカム」「中間アウトカム」「直接アウトカム」それぞれでアウトカムを抽出・設定するとともに、表現を整理した。

(2) アウトカムの抽出・整理に係る方針

(A) 「最終アウトカム」・「中間アウトカム」の抽出・整理

「最終アウトカム」については、7つの「政策目標」全てについて、検討委員会で、スポーツ基本計画の趣旨を踏まえた抽出・整理を行い、表現を確定した。

「中間アウトカム」についても、検討委員会で、その多くをスポーツ基本計画の趣旨を踏まえた抽出・整理を行い、表現を確定した。その方針を踏まえて、残りの「中間アウトカム」を事務局が設定した。

これらの結果、「最終アウトカム」、「中間アウトカム」ともに、見出しタイトル¹⁰の表現に政策目標及び施策目標のエッセンスが集約されているので、見出しタイトルの表現をベースとした。

(B) 「直接アウトカム」の抽出・整理

「直接アウトカム」を抽出した「今後の具体的施策展開」は、表現ぶり多様であることから、単一のルールで「直接アウトカム」を適切に抽出することが困難であった。このことから、原則として以下の(a)の方針に基づきアウトカムを抽出し、この原則通りにいかないものについては、例外的に(b)～(f)に示す方法によりアウトカムを抽出した。

- (a) 1つの文中（あるいは段落中）に目的と手段の両方に係る記述がある場合、基本的には目的部分をアウトカムとする。

<例>政策7の「直接アウトカム」

(今後の具体的施策展開の表現)

国及び地方公共団体は、トップスポーツと地域におけるスポーツの人材の好循環を創出するため、地域におけるスポーツ活動の中から潜在的な能力のある次世代のアスリートを戦略的に発掘・育成する体制を整備するとともに、将来的には育成されたアスリートが、総合型クラブ等において優れた地域のスポーツ指導者となり、自身が有する技術や経験、人間的な魅力をジュニアの育成や地域貢献等に還元し、あわせて自らの指導者としてのスキルアップを図るという流れを作り出すことにより人材の好循環のサイクルを確立する

(アウトカムの抽出)

太字の部分が目的、下線の部分が手段に相当する。

目的の部分をアウトカムとして抽出し、その表現を「国及び地方公共団体において、トップスポーツと地域におけるスポーツの人材の好循環が創出される」とする。

- (b) 目的部分を抽出すると、その抽象度が上位のアウトカムと同じあるいはそれを超える場

¹⁰ 本報告書中では、スポーツ基本計画の各施策目標の項についているタイトルを「見出しタイトル」と表現している。例えば、「4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」では、「(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化」、「(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成」、「(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築」が見出しタイトルとなっている。

合には、手段をアウトカムとして抽出する。

＜例＞政策3の「直接アウトカム」

(今後の具体的施策展開の表現)

国は、地域コミュニティの核として総合型クラブが充実・発展するよう、スポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツだけでなく、文化・福祉活動等も展開することに資する先進事例等を収集し、情報発信する。

(アウトカムの抽出)

上記の太字部分が目的、下線部分が手段に相当する。

しかし、この「直接アウトカム」が紐づく「中間アウトカム」は「コミュニティの中心となる地域スポーツクラブが育成・推進される」であるため、目的を抽出すると「中間アウトカム」と重複してしまう。そのため、「直接アウトカム」としては「総合型クラブにおいて、スポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツだけでなく、文化・福祉活動等も展開することに資する先進事例等が収集され、情報発信される」とした。

- (c) 目的部分の記述が抽象的であるような場合に、これをわかりやすく表現するため、適宜、目的と手段の表現を合わせたようなアウトカムや、手段に係る表現をアウトカムとして抽出する。

＜例＞政策1の「直接アウトカム」

(今後の具体的施策展開)

学校体育団体等スポーツ団体においては、主催する大会等について、国や地方公共団体と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待される

(アウトカムの抽出)

太字の部分が目的であり、下線の部分は手段の例示である。

しかし、目的部分の記述は抽象的で目的として具体性を欠くため、アウトカムには手段の例示も含め「学校体育団体等のスポーツ団体において、主催する大会等について、国や地方公共団体と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られるよう検討される」とする。

- (d) 原典中、アウトカムに相当する部分の表現が長く、短縮することで意図が分かりにくく

なる可能性があるものについては、原典の表現を採用する。

＜例＞政策2の「直接アウトカム」

(今後の具体的施策展開の表現)

地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めることが期待される。国においては、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策を支援する。

(アウトカムの抽出)

太字の部分が出カムであるが、その直前の「地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含む」という表現を除くと、対象者や活動が不明になる。そのため、アウトカムとしては「地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境が創り出される」を採用した。

- (e) アウトカムが複数ある場合には並列に記載する。

＜例＞政策1の「直接アウトカム」

(今後の具体的施策展開の表現)

国は、平成20年及び平成21年に改訂した学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容の定着を図る観点から、教員の実技指導研修等を支援するとともに、児童生徒に模範となる実技を視覚的に示すための体育・保健体育の授業のためのデジタル教材の作成・提供等の取組を推進する。

地方公共団体においては、研修会の開催や実技指導資料等の作成により、**教員の指導力向上を図ることが期待される。**

(アウトカムの抽出)

上記の太字部分が目的、下線部分が手段に相当し、それぞれ2つずつある。そのため、「直接アウトカム」としては「学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容の定着が図られる」、「教員の指導力向上が図られる」の2つを抽出した。

- (f) 原文のアウトカムに目的表現が含まれていない場合、手段の表現をアウトカムとして採用。

＜例＞政策2の「直接アウトカム」

<p>(今後の具体的施策展開の表現)</p> <p>国は、<u>国立青少年教育施設・国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動等野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の安全確保を図る。</u></p> <p>(アウトカムの抽出)</p> <p>上記には「～のために」といった目的の表現が含まれていない。そのため、手段である下線部分を「直接アウトカム」とし、「国立青少年教育施設・国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動等野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の安全確保がなされる」とした。</p>

(C) アウトカム表現への変更

抽出したアウトカムの表現は、原則として「～する」、「～される」に変更した。ただし、原則に従った表現の変更を行うと日本語として不自然になる場合等、アウトカムとして適当でない場合には、例外的な表現の変更を行った。

＜例＞

変更方法	原典の表現	アウトカムの表現
原則	～を整備する	～が整備される
原則	～を促進する	～が促進される
例外	～の方策を検討する	～の方策が策定される
例外	～を促す	～が促進される
例外	～の改善を図る	～が改善される
例外	～の拡大を検討する	～が拡大する
例外	～の在り方を検討する	～の在り方が整理される
例外	～の開催を検討する	～が開催される
例外	～の意識啓発を行う	～の意識啓発が進む
例外	～の支援に努める	～の支援がなされる

(3) 「直接アウトカム」の「主体」の提示方法

「今後の具体的施策展開」には、「国は」、「地方公共団体においては」、「スポーツ団体においては」のように、当該施策展開に取り組む主体が明示されている。

本事業ではこの構成を踏まえ、「直接アウトカム」の導出に関与する主体を整理することで、各主体の役割が明確になるとともに、評価結果を各主体にフィードバックする際に参照

できると考えられることから、各「直接アウトカム」に対応する主体についても整理を行った。

(4) ロジック・モデルによる評価体系の提示方法

評価体系はロジック・モデルの形式で提示した。

「最終アウトカム」を各頁の最上段に、「中間アウトカム」をその直下に、「直接アウトカム」を「中間アウトカム」の下に並べており、各アウトカム間で上にあるものほど上位の目的となっている（「直接アウトカム」の間における上位・下位の関係を意味するものではない）。

「直接アウトカム」は、上位にある「中間アウトカム」または「直接アウトカム」の小見出しごとに提示した。「直接アウトカム」のうち、左側に示しているものは論理的な意味合いにおいて、より目的に近く（抽象度が高く）、右側に示しているものはより手段に近く（抽象度が低く）なっている。

- 二つ以上の「直接アウトカム」の間で目的－手段の関係が明確である場合には、樹形図の形で示している。
- 「直接アウトカム」同士の目的－手段の関係は明確ではないものの、他の「直接アウトカム」と比較して手段に類する表現であるものについては右側に提示して、レベルの違いを示している。

「直接アウトカム」は、主体別に国、地方公共団体及びその他に分けて示している。その他に分類した学校、スポーツ団体といった主体は、それぞれ「直接アウトカム」の箱の中にカッコで記載している。

3 評価指標及び目標値の設定

(1) 評価指標の設定方針

評価体系に基づき、抽出した各アウトカムに指標を設定した。以下では本事業における指標の設定方針を示す。（具体的な指標については参考資料 6 参照。）

まず、評価体系の「最終アウトカム」・「中間アウトカム」・「直接アウトカム」に対して、当該アウトカムの達成度合いを評価するためには、「どのような指標で測定するのが本来的に望ましいか」を整理すべきとの意見が検討委員会で挙げられたことから、本来的に望ましい「理念形」の指標を設定した（参考資料 6 の「指標「理念形」の列」）。

次に、指標の具体形を設定するに当たっては、

- (a) まず、アウトカム表現から具体的な成果を抽出できるかどうかの観点から検討を行い（検討のフローについては、図 3 「指標の検討フロー」参照）、
- (b) その後、抽出した成果を測るための指標について既存の情報ソースから定量指標及びデータが取れるかどうか、の 2 段階で検討を行った。

(a) アウトカム表現から具体的な成果を抽出できるかどうかについては、スポーツ基本計画の「政策目標」「施策目標」「今後の具体的な施策展開」の表現ぶりを以下のパターンに分類し、それぞれについて順に検討した。

- パターン①：アウトカム表現から具体的な成果が明確である場合

例：3-(1)-4 「クラブアドバイザー（仮称）」が育成される
「クラブアドバイザー（仮称）」の人数」を指標（具体形）として提示

- パターン②：アウトカム表現から具体的な成果は明確ではないが、該当するスポーツ基本計画の原文に具体的な成果の例示がなされている場合

例：1-(2)-1 学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容の定着が図られる
「学習指導要領に基づく発達の段階に応じた指導内容が定着しているか」を測るためには非常に多様な指標が必要である。そのため、原文において手段として記載されている「教員の実技指導研修等を支援」及び「体育・保健体育の授業のためのデジタル教材の作成・提供等の取組の推進」を測る指標を指標（具体形）として提示

- パターン③：パターン①、②のいずれにも該当しないが、スポーツ基本計画の文言を大きく踏み越えない形で指標が検討できる場合

例：1-(1)-2 全国的に幼児期からの体力向上に向けた取組の普及啓発がなされる
「普及・啓発」を測るために、原文にはないが、「幼児期からの体力向上に対する取り組みの認知度」を指標（具体形）として提示

- パターン④：パターン①～③に該当しない場合。

④の例として、指標の設定が困難であったアウトカム表現の例には以下のようなものがある。

- ～が実施されているか（具体的な「計画」が明確でなく、どのようなことを行ったら「実施されている」と評価するのか定義するのが困難）
- ～が充実しているか（具体的な「成果」が明確でなく、どのような状況になったら「充実している」と評価するのか定義するのが困難）
- その他、「～が活用されているか」「～が推進されているか」「～が促進されているか」「～の支援がなされているか」「～が深められているか」「～のニーズが把握されているか」「～の方策が策定されているか」「～が分析されているか」「～が還元されているか」「～のネットワークが構築されているか」等

(b) 既存の情報ソースから定量データが取れるかどうかについては、(a) で検討したパターン①～③において、文部科学省提供データや、ウェブサイト・文献資料により既存の情

報ソースからデータが取れるものについては、それを指標（具体形）として提示した。また、当該データを、「情報ソース／調査主体」列に記載した。

一方、パターン①～③で、既存の情報ソースからデータが取れないものについては、情報ソースの欄に「※新たな調査が必要か」と記載している。「※新たな調査が必要か」としたもののうち、指標（具体形）として何らかの割合を提示する場合には、想定する分母及び分子を示した。また、「※新たな調査が必要か」としているものについて、合理的な定量データを得ることが困難なものは、当該項目の指標を定性的な指標（理念系）にとどめることとしている。

指標を「何らかの割合（率）」とするのは以下の場合とした。

- スポーツ基本計画の本文に「割合」が明記してある場合

例：2 そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。

「成人の週1回以上のスポーツ実施率」指標（具体形）として提示

- 文部科学省等の既存の統計で「割合」が取得できる場合

例：

1-(2)-14 芝生化整備率

6-(3) スポーツ団体におけるスポーツ仲裁自動受諾条項の採択率

- 分母の増加に伴って分子の増加も行う必要が政策的にある場合（分子の増加だけでは効果を測定するのが妥当でない場合）

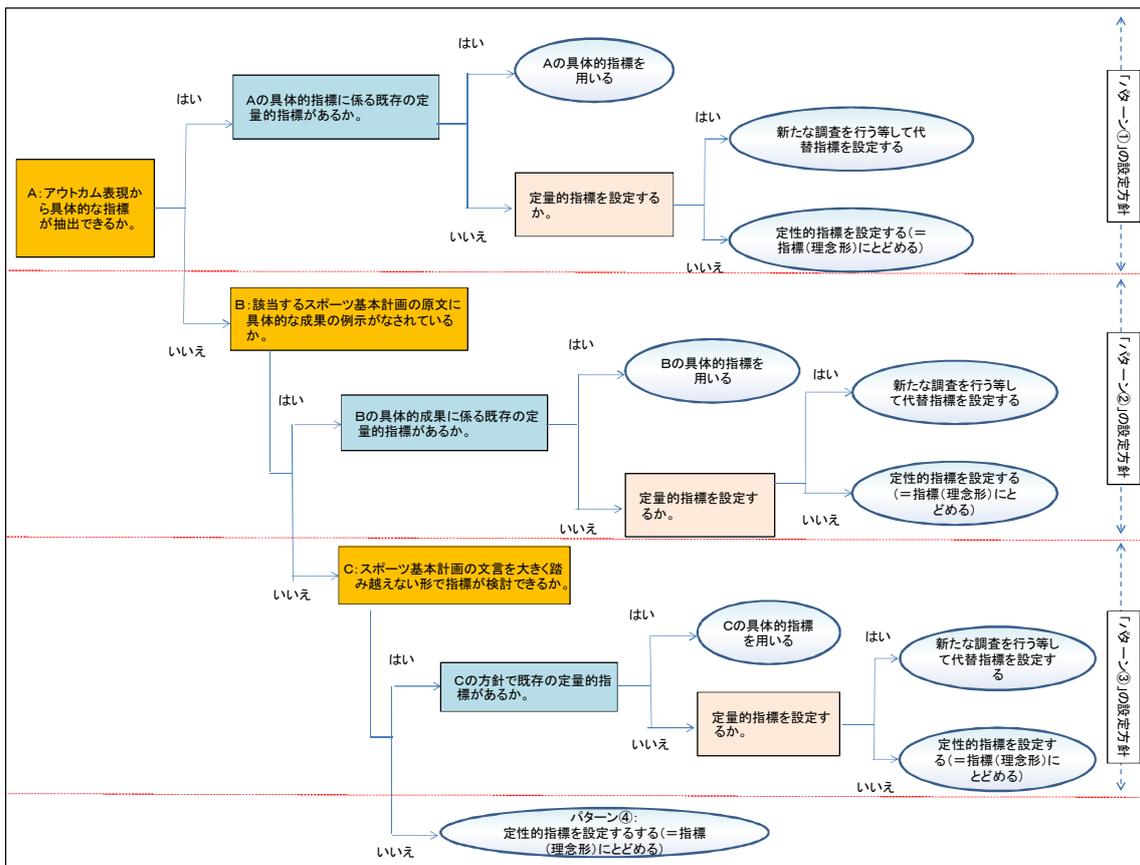
例：

2-(2)-8 公共施設等のバリアフリー化率

3-(3)-3 地方公共団体における施設の稼働率

パターン④の場合には、スポーツ基本計画の文言を大きく踏み越えた形で施策の効果を評価する指標は設定せず、進捗状況の評価を行う定性的指標を設定した。

図3 指標の検討フロー



(2) 指標の設定範囲

指標の設定範囲に関しては、主に2つの考え方がある。1つは、全てのアウトカムに対して指標を設定するという考え方である。もう1つは、重要なアウトカムに対して選択的にKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を設定する方法である。本事業では、スポーツ基本計画の政策目標や施策目標から抽出したアウトカムに対して全てのアウトカムに指標を設定することを試みた（ただし、指標の設定範囲と、「この設定した指標を用いてどこまで評価を行うか」とは別問題である。評価の範囲については、本章1の「評価の目的・考え方」を踏まえつつ、別途検討することが求められる）。

(3) 目標値設定の考え方

本事業では、スポーツ基本計画に目標値が示されているか否かによって異なる目標設定方針をとった。

既にスポーツ基本計画で具体的な目標値が示されているものや、あるべき目標値を想定しているものについては、当該目標値を採用した。

一方、スポーツ基本計画で明確な目標値が設定されていないものについては、一般的に、

進捗管理等の観点から、事前に目標値を新たに設定するべきであるとする。

なお、この場合に想定する目標値は、スポーツ基本計画策定時には設定されていなかったものであり、あくまで評価のための目安として提案するものである。この場合の目標値は、基本的には、投入資源、実施手段、外的要因等を勘案して、目指すべき高い目標値、或いは努力して到達しうるような目標値を前提にしつつ、現実的に達成しうる範囲で想定することが基本となる。

なお、新たに目標値を想定する際の考え方には以下のような切り口がある。これらは、それぞれ排他的なものではなく、目標値の検討においては複数の切り口に関連するものもあることから、それぞれの特性を踏まえつつ、個別に目標値を検討することが望ましい。

表 15 目標水準設定の考え方の切り口

切り口	概要
他国における目標値や過去の実績値の傾向を踏まえて設定	<ul style="list-style-type: none"> 他国における目標値を参考にしたり、過去の実績値の傾向を踏まえて、目標値を設定するもの。外部要因の影響等により、実績値の傾向に影響があるものについては、それを踏まえて目標水準を設定する。 実績値が着実に進捗しているものについては、その傾向から数年後の目標水準を予測して設定する。
行政課題、国民ニーズに応じて設定	<ul style="list-style-type: none"> 目標値を設定する際に、解決すべき行政課題や国民ニーズに照らして目標値を設定するもの。インフラ整備等を通じた全国的な施設整備の他、景気や雇用対策のような施策においては、このような行政課題、国民ニーズに応じた目標水準の設定が行われる。
当該分野における投入資源、実施手段の内容、特性を踏まえて設定	<ul style="list-style-type: none"> 目標値を設定する際に、当該目標に関連する事業予算や人員などの投入資源、実施手段の内容、特性を踏まえて、影響を与えうる範囲を想定した上で、目標値を検討するもの。インプット、アウトプット、アウトカムの関係性が想定しやすいような分野、インプット、アウトプット指標を設定している分野においてはこのような方針にて目標値を検討することが求められる。

4 評価の実施主体

スポーツ基本計画に関する評価は、進捗状況の検証及び計画の見直しのいずれの場合においても、基本的には、計画を所管する文部科学省が責任を持つ形で行うことが望ましい。ただし、基本計画は、他の省庁や地方自治体、独立行政法人、スポーツ団体等、多数の実施主体がいること、また、複数の主体が連携して実施する事業が多いことから、これらの主体と連携しつつ評価を行うことが不可欠である。

具体的には、進捗状況の評価では、実施主体による一次評価の情報を文部科学省が取りまとめ実施することが考えられる。一方、計画の見直しのための評価では、文部科学省がより一元的に評価を行うことが考えられる。

この点に関して特に地方自治体との関係では、地方自治へ配慮する必要がある。スポーツ基本法においても、国の責務として、同法第3条は、「国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、地方公共団体の責務として、同法第4条は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めている。これらを総合すると、スポーツ基本計画の評価においても、同法に定める国及び地方公共団体の責務に整合する形での役割を果たすことが求められる。

5 評価の期間・タイミング

(A) 計画の進捗状況の評価

スポーツ基本計画では、「スポーツ基本計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じる」としている。「不断の検証に資する」ためには、計画の進捗状況の評価は、一定程度の頻度で定期的実施することが望ましい。具体的には、事業年度ごとに実施していくことが考えられる。

ただし、スポーツ基本計画の評価は政策評価の枠組みの中での評価と重複する部分もあることから、スポーツ基本計画の評価は政策評価の枠内で実施するという考え方もある。

(B) 計画の見直しのための評価

計画の見直しに関する評価は、次期計画の策定を視野に入れて行うものである。計画に連続性があるものだとすると、計画期間の終了後のみに評価を行った場合、次期計画の策定に間に合わない可能性がある。このため、計画期間中にも、計画の見直しを視野に入れて一度中間評価を行うということも考えられる。その場合には、進捗状況の評価を踏まえながら、特定の施策について選択的にプログラム評価等を行うといったことも一案である。

6 評価結果の活用に関する考え方

スポーツ基本計画の評価は、同計画の PDCA サイクルにおける重要な要素である。計画の進捗管理の観点から、目標設定→達成度の分析→今後の方針の意思決定を明確にして、スポーツ基本計画の目標設定を基点とする PDCA サイクルを確立するためには、事業を所掌する各省庁の担当部局は、目標達成度の分析結果を踏まえて、施策及び施策に係る事業の今後の方針を決定することが必要になる。

すなわち、施策目標が達成できていれば、事業を「廃止」「縮小」するか、他の施策に位置付けて「存続」することを検討することが必要である。また、施策目標が達成できていなければ、事業の進捗状況はどうであったか、事業が進捗しているにもかかわらず施策目標が達成できていなければ、そもそも事業がアウトカムの導出のための有効な手段ではなかったのか、時間的な問題でまだ効果が出ていないのか、それともリソースの投入が少なかったのか、事業の実施方法に問題があったのか、そもそも施策自体や事業内容に問題があったのか、目標設定の水準に問題があったのか等について検討することが必要である。

また、このような検討の結果、政策と施策、施策と事業が、それぞれ適切な目的と手段の関係になっているかという観点から、施策体系全体を見直すとともに、政策、施策、事業それぞれが上位目標を達成するために最適な手段となっているか否かを見直すことで、計画全体の見直しを図ることが必要である。